

原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との 意見交換の進め方

令和4年2月9日
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換(以下「CEO会議」という。)については、平成26年8月の原子力規制委員会¹において、安全文化等に関し、事業者の姿勢やトップマネジメントの責任について意見交換を行うことが提案されて以来、継続的に開催してきたところ。
2. また、最近の開催においては、新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議システムによる開催も取り入れながら実施してきた。Web会議システムによる開催は、首都圏以外の事業者の場合は、移動を必要としないことにより日程の自由度が増え、より柔軟に会合を設定することが可能になるという利点があると考えられる。
3. 以上のことから、これまでの従前の意見交換に加え、Web会議システムの利点を生かし、例えば以下のような議題について、短時間のCEO会議を機動的に開催することとしてはどうか。また、原子力事業者側からの議題の提案も歓迎されるところである。
 - 単一の個別議題として、発電用原子炉施設の審査には申請側・審査側の双方が人的リソースを投入する必要があることを踏まえ、優先すべき対象について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解し合うことを目的として意見交換を行う。
 - 規制上の課題や規制当局の関心事項については、CNO会議を中心に意見交換を行っている²が、このような規制上の課題等について、希望する経営責任者を募り、課題そのものに関する意見交換や検討の方向性・進め方などに関する意見交換を行う。

¹ 「安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る事業者との意見交換について(案)」(平成26年度第21回原子力規制委員会、平成26年8月27日)

² 例えば「規制当局の関心事項」(第12回CNOとの意見交換会資料3、令和3年6月10日)参考資料